

壮警町告示第44号

平成29年壮警町議会第2回臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年7月12日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

- 1 期 日 平成29年7月19日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 工事請負契約について
 - (2) 議会の委任による専決処分の報告について

○応招議員（9名）

1番 佐藤 恣君

3番 毛利 爾君

5番 真鍋 盛男君

7番 高井 一英君

9番 松本 勉君

2番 菊地 敏法君

4番 森 太郎君

6番 加藤 正志君

8番 長内 伸一君

○不応招議員（0名）

平成29年壮瞥町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年7月19日（水曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第51号並びに報告第3号

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君

会計管理者

小松正明君

税務会計課長

総務課長（兼） 作田宏明君

総務課参事 庵 匡君

総務課参事 上名正樹君

住民福祉課長 小林一也君

商工観光課長 齊藤英俊君

経済環境課長（兼） 阿部正一君

建設課長 工藤正彦君

生涯学習課長 山本貴浩君

選管書記長（兼） 作田宏明君

農委事務局長（兼） 阿部正一君

監委事務局長（兼） 齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋藤誠士君

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 29 年壮瞥町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
7 番 高井一英君 8 番 長内伸一君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 51 号並びに報告第 3 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 51 号並びに報告第 3 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 本日、平成 29 年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄大変ご多用のところ全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

今臨時会に提出いたします議件は、議案第 51 号と報告第 3 号の計 2 件であります。その

内容についてご説明申し上げます。

議案第 51 号 工事請負契約について。

平成 29 年 7 月 12 日指名競争入札に付した、仲洞爺団地 1 号棟建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

契約の目的、仲洞爺団地 1 号棟建築主体工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額 6,760 万 8,000 円。契約の相手方、有珠郡壮瞥町字滝之町 283 番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三。

この工事につきましては、仲洞爺公営住宅の老朽化に伴う建てかえで、今年度 1 棟 4 戸を建設するものであります。指名競争入札に付した業者は全部で 5 社となりますが、うち 3 社が町内業者、2 社が町外業者となっております。

報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定並びにこれに係る和解について次のとおり専決処分する。

損害賠償の相手方、有珠郡壮瞥町字滝之町 330 番地 7、池田誠氏。損害賠償の額、34 万 3,960 円。和解の概要、平成 29 年 4 月 18 日の暴風雨により、町が設置、管理する町営住宅ほくと団地敷地内の街路灯の柱が折れて、倒れたことにより、その横の駐車場に駐車していた池田誠氏所有の自動車に当たり、車体天井部を損傷させた。この事故に関する損害賠償金を 34 万 3,960 円とし、このほかに一切の債権債務関係がないことで相手方と和解する。

なお、損害賠償金については、当該車両の修理経費として全額保険会社の負担とする。

専決処分の日付は、平成 29 年 5 月 2 日であります。報告が遅くなったことをおわび申し上げます。申しわけございません。

以上が今臨時会に提案いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 51 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） ただいまのこの提案理由の説明がありましたので、それについては理解いたしますけれども、地域の皆さん、特に現在入居されている方、または今後入居予定の方にとっては、最大の関心事は現在これから契約して取り進めるこの事業がいつ完

成するのかというのがやはり地域住民の皆さん、または入居者の皆さんにとっては最大の関心事でないかと思います。そこで、これから契約すると思いますけれども、工事期間は何月何日から何月何日までを予定しているか。そして、完成後入居できるのは何月ころを想定してこの事業を進めているかについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

まず、工期につきましては、本日議決をいただきましたら早急に契約をしまして、ことしの12月18日までを工期としております。実際に入居できるのは、その後検定等を行いまして、現地で今建てかえしているのので、移転された後、今度来年度にその移転した後の住宅を壊すということをまたするものですから、大体1月から3月ぐらいの間で今回の該当者については入居してもらうということを行いまして、3棟建てるので、そういうのを3年間続けるという内容でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 今回の工事の工事落札率をお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

落札率は95.2%です。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、報告第3号 議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第3号の報告を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(松本 勉君) これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成29年壮瞥町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午前10時09分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員